

三重県広域受援計画 2019年3月修正 新旧対照表

No.	現行		修正案	
1	第1章総則 P.12 第8節 広域 応援の枠組	中部ブロック幹事県の持ち回り順 富山県 (H29 (2017) 年度) → 石川県 (H30年度) → 長野県 (H31年度) → 岐阜県 (H32年度) → 静岡県 (H33年度) → 愛知県 (H34年度) → 三重県 (H35年度) → 富山県 (H36年度) →以降、繰り返し	中部ブロック幹事県の持ち回り順 石川県 (2018年度) → 長野県 (2019年度) → 岐阜県 (2020年度) → 静岡県 (2021年度) → 愛知県 (2022年度) → 三重県 (2023年度) → 富山県 (2024年度) → 石川県 (2025年度) → 以降、繰り返し	
2	第2章緊急 輸送ルート に関する計 画 P.20 第3 概要	【参考】緊急輸送ルート路線数等 (381路線、総延長957km) 高速道路 3路線 141km 国道 28路線 392km 県道 95路線 296km 市町道 247路線 122km 臨港道路 8路線 6km	【参考】緊急輸送ルート路線数等 (395路線、総延長979km) 高速道路 5路線 163km 国道 30路線 389km 県道 97路線 291km 市町道 255路線 130km 臨港道路 8路線 6km	
3	第2章緊急 輸送ルート に関する計 画 P.31 別表2-1 桑名市・地 域内輸送拠 点(市町物 資拠点)	地域内 輸送拠 点(市 町物資 拠点) 星見ヶ丘防 災拠点施設 (仮称)H31 完成予定 桑名市星見ヶ丘四 丁目1001 日本通運 株式会社 四日市 ターミナ ル	地域内 輸送拠 点(市 町物資 拠点) 桑名市隅だ まりの丘陵 合施設「ほ かばか」 桑名市星見ヶ丘 の丘(平日200車 線2)	
4	第2章緊急 輸送ルート に関する計 画 P.31 別表2-1 いなべ市・ 市町災害対 策本部	市町災 害対策 本部 いなべ市役 所 いなべ市員弁町並 田新田111 東名阪自 動車道 桑名10 18.5 (国)421号	市町災 害対策 本部 いなべ市役 所 いなべ市北勢町阿 下書31番地 東海環状 自動車道 大安10 9.3 (国)385号⇒ (国)305号⇒ (国)北勢多度線 ⇒(市)阿賀107号 線	
5	第2章緊急 輸送ルート に関する計 画 P.31 別表2-1 いなべ市・ 救助活動拠 点	救助活 動拠点 いなべ市藤 原運動場 いなべ市藤原町市 場483-1 東名阪自 動車道 桑名10 21.1 (国)421号⇒(県) 北勢多度線⇒ (国)305号⇒(市) 下川原中山線	救助活 動拠点 いなべ市藤 原運動場 いなべ市藤原町市 場483-1 東海環状 自動車道 大安10 10.1 (国)385号⇒ (国)305号⇒ (市)下川原中山線	
6	第2章緊急 輸送ルート に関する計 画 P.31 別表2-1 いなべ市・ 災害拠点病 院	災害拠 点病院 厚生連三重 北医療セン ターいなべ 総合病院 いなべ市北勢町阿 下書771 東名阪自 動車道 桑名10 18.4 (国)421号⇒(県) 北勢多度線⇒ (国)305号⇒(市) 阿賀84号線	災害拠 点病院 厚生連三重 北医療セン ターいなべ 総合病院 いなべ市北勢町阿 下書771 東海環状 自動車道 大安10 5.2 (国)385号⇒ (国)305号⇒ (市)阿賀84号線 東名阪自 動車道 桑名10 18.4 (国)421号⇒(県)北 勢多度線⇒(国)305 号⇒(市)阿賀84号 線 東名阪 自動車 道 桑名10 21.4 (国)288号⇒(県)桑 名東線⇒(国)305 号⇒(市)下川原中 山線	

No.	現行							修正案						
7	<p>第2章緊急輸送ルートに関する計画</p>	<p>P. 31 別表2-1 いなべ市・地域内輸送拠点(市町物資拠点)</p>	<p>地域内輸送拠点(市町物資拠点)</p> <p>旧東藤原小学校体育館</p>	<p>いなべ市藤原町石川989</p>	<p>北勢拠点 26.1</p>	<p>(県)上海老茂福線⇒四日市東10⇒(高)東名阪自動車道⇒桑名10⇒(国)421号⇒(県)北勢多度線⇒(県)306号⇒(県)藤立下野尻線⇒(市)石川坂本線⇒(市)下野尻通学2号線</p>	<p>北勢拠点 33.1</p> <p>(市)山之一色51号線⇒(市)中村垂坂線⇒(市)垂坂平津線⇒(県)上海老茂福線⇒四日市東10⇒(高)東名阪自動車道⇒桑名10⇒(国)259号⇒(県)桑名東員線⇒(国)421号⇒(県)北勢多度線⇒(国)306号⇒(県)藤立下野尻線⇒(市)石川坂本線⇒(市)下野尻通学2号線</p>	<p>地域内輸送拠点(市町物資拠点)</p> <p>旧東藤原小学校体育館</p>	<p>いなべ市藤原町石川989</p>	<p>北勢拠点 23.3</p>	<p>(県)上海老茂福線⇒四日市東10⇒(高)東名阪自動車道⇒桑名10⇒(国)259号⇒(県)桑名東員線⇒(国)421号⇒(県)北勢多度線⇒(市)石川坂本線⇒(市)下野尻通学2号線</p>	<p>北勢拠点 26.1</p>	<p>(県)上海老茂福線⇒四日市東10⇒(高)東名阪自動車道⇒桑名10⇒(国)421号⇒(県)北勢多度線⇒(国)306号⇒(県)藤立下野尻線⇒(市)石川坂本線⇒(市)下野尻通学2号線</p>	<p>北勢拠点 33.1</p> <p>(市)山之一色51号線⇒(市)中村垂坂線⇒(市)垂坂平津線⇒(県)上海老茂福線⇒四日市東10⇒(高)東名阪自動車道⇒桑名10⇒(国)259号⇒(県)桑名東員線⇒(国)421号⇒(県)北勢多度線⇒(市)石川坂本線⇒(市)下野尻通学2号線</p>
8	<p>第2章緊急輸送ルートに関する計画</p>	<p>P. 31 別表2-1 いなべ市・地域内輸送拠点(市町物資拠点)</p>	<p>地域内輸送拠点(市町物資拠点)</p> <p>旧西藤原小学校体育館</p>	<p>いなべ市藤原町坂本13</p>	<p>北勢拠点 30.0</p>	<p>(県)上海老茂福線⇒四日市東10⇒(高)東名阪自動車道⇒桑名10⇒(国)421号⇒(県)北勢多度線⇒(県)306号⇒(県)藤立下野尻線</p>	<p>北勢拠点 36.0</p> <p>(市)山之一色51号線⇒(市)中村垂坂線⇒(市)垂坂平津線⇒(県)上海老茂福線⇒四日市東10⇒(高)東名阪自動車道⇒桑名10⇒(国)259号⇒(県)桑名東員線⇒(国)421号⇒(県)北勢多度線⇒(国)306号⇒(県)藤立下野尻線</p>	<p>地域内輸送拠点(市町物資拠点)</p> <p>旧西藤原小学校体育館</p>	<p>いなべ市藤原町坂本13</p>	<p>北勢拠点 22.3</p>	<p>(県)上海老茂福線⇒四日市東10⇒(高)東名阪自動車道⇒桑名10⇒(国)306号⇒(県)藤立下野尻線</p>	<p>北勢拠点 30.0</p>	<p>(県)上海老茂福線⇒四日市東10⇒(高)東名阪自動車道⇒桑名10⇒(国)421号⇒(県)北勢多度線⇒(国)306号⇒(県)藤立下野尻線</p>	<p>北勢拠点 36.0</p> <p>(市)山之一色51号線⇒(市)中村垂坂線⇒(市)垂坂平津線⇒(県)上海老茂福線⇒四日市東10⇒(高)東名阪自動車道⇒桑名10⇒(国)259号⇒(県)桑名東員線⇒(国)421号⇒(県)北勢多度線⇒(市)石川坂本線⇒(市)下野尻通学2号線</p>
9	<p>第2章緊急輸送ルートに関する計画</p>	<p>P. 32 別表2-1 東員町・市町災害対策本部</p>	<p>市町災害対策本部</p> <p>東員町役場</p>	<p>員井郡東員町大平山田1600</p>	<p>東名阪自動車道 桑名10 7.3</p>	<p>(国)421号⇒(県)東員線⇒(県)桑名東員線⇒(町)瀬古泉北大社線</p>	<p>12.1</p> <p>(国)259号⇒(県)桑名東員線⇒(国)421号⇒(県)東員線⇒(町)瀬古泉北大社線</p>	<p>市町災害対策本部</p> <p>東員町役場</p>	<p>員井郡東員町大平山田1600</p>	<p>東名阪自動車道 桑名10 2.0</p>	<p>(国)385号⇒(県)桑名東員線⇒(町)瀬古泉北大社線</p>	<p>7.3</p>	<p>(国)421号⇒(県)東員線⇒(町)瀬古泉北大社線</p>	<p>12.1</p> <p>(国)259号⇒(県)桑名東員線⇒(町)瀬古泉北大社線</p>

No.	現行							修正案							
10	第2章緊急輸送ルートに関する計画	P. 32 別表2-1 東員町・救助活動拠点	救助活動拠点	東員町スポーツ公園	員井郡東員町北大社323	東名阪自動車道 桑名IC	8.1 (国)421号⇒(県)菟野東員線⇒(県)桑名東員線⇒(町)北大社576号線	救助活動拠点	東員町スポーツ公園	員井郡東員町北大社323	東海環状自動車道 桑名IC	1.8 (国)285号⇒(県)桑名東員線⇒(町)北大社576号線	東名阪自動車道 桑名IC	8.1 (国)421号⇒(県)菟野東員線⇒(県)桑名東員線⇒(町)北大社576号線	
11	第2章緊急輸送ルートに関する計画	P. 32 別表2-1 東員町・地域内輸送拠点(市町物資拠点)	地域内輸送拠点(市町物資拠点)	東員町陸上競技場	員井郡東員町大字北大社323	北勢拠点 15.0 日本通運株式会社 四日市ターミナル	北勢拠点 23.8 (県)上海老茂福線⇒四日市東10⇒(高)東名阪自動車道⇒桑名IC⇒(国)421号⇒(県)菟野東員線⇒(県)桑名東員線⇒(町)北大社576号線 26.4 (市)山之一色51号線⇒(市)中村垂坂線⇒(市)垂坂平津線⇒(県)上海老茂福線⇒四日市東10⇒(高)東名阪自動車道⇒桑名IC⇒(国)421号⇒(県)菟野東員線⇒(県)桑名東員線⇒(町)北大社576号線	地域内輸送拠点(市町物資拠点)	東員町陸上競技場	員井郡東員町大字北大社323	北勢拠点 9.9 12.5 北勢拠点 15.0 17.8	(県)上海老茂福線⇒四日市東10⇒(高)東名阪自動車道⇒桑名IC⇒(国)285号⇒(町)北大社576号線 (市)山之一色51号線⇒(市)中村垂坂線⇒(市)垂坂平津線⇒(県)上海老茂福線⇒四日市東10⇒(高)東名阪自動車道⇒桑名IC⇒(国)285号⇒(県)桑名東員線⇒(町)北大社576号線	北勢拠点 23.8 26.4	(県)上海老茂福線⇒四日市東10⇒(高)東名阪自動車道⇒桑名IC⇒(国)285号⇒(県)桑名東員線⇒(町)北大社576号線 (市)山之一色51号線⇒(市)中村垂坂線⇒(市)垂坂平津線⇒(県)上海老茂福線⇒四日市東10⇒(高)東名阪自動車道⇒桑名IC⇒(国)285号⇒(県)桑名東員線⇒(町)北大社576号線	
12	第2章緊急輸送ルートに関する計画	P. 32 別表2-1 四日市市・地域内輸送拠点(市町物資拠点)	(新設)			地域内輸送拠点(市町物資拠点)	北勢拠点 0.2 1.0	北勢拠点防炎倉庫 四日市市中村町2281-2	北勢拠点 0.2 1.0	(北勢拠点の隣の敷地内) (市)垂坂平津線⇒(県)上海老茂福線 (市)中村垂坂線⇒(市)四日市大学進入路線⇒(県)上海老茂福線					
13	第2章緊急輸送ルートに関する計画	P. 33 別表2-1 菟野町・市町災害対策本部	市町災害対策本部	菟野町役場	三重郡菟野町大字薄田1250	東名阪自動車道 四日市IC	5.6 (国)477号⇒(国)306号	5.6 (国)477号⇒(国)477号0P⇒(国)477号(四日市湯の山道路)⇒(県)干草赤木線⇒(県)四日市菟野大交線⇒(国)477号⇒(国)306号	市町災害対策本部	菟野町役場	三重郡菟野町大字薄田1250	新名神道路 菟野IC	5.6 (町)薄田長良豆線(町)	東名阪自動車道 四日市IC	5.6 (国)477号⇒(国)306号 東名阪自動車道 四日市IC (国)477号⇒(国)477号0P⇒(国)477号(四日市湯の山道路)⇒(県)干草赤木線⇒(県)四日市菟野大交線⇒(国)477号⇒(国)306号

No.	現行							修正案													
14	<p>第2章緊急輸送ルートに関する計画</p>	<p>P. 33 別表2-1 菟野町・救助活動拠点</p>	<p>救助活動拠点</p>	<p>朝明緑地 (朝明運動公園)</p>	<p>三重郡菟野町千草 6434</p>	<p>東名阪自動車道 四日市IC</p>	<p>8.6</p>	<p>(国)477号⇒ (国)306号⇒(町)草里野原高線⇒(町)千種支所奥線⇒(町)奥線公園線</p>	<p>救助活動拠点</p>	<p>朝明緑地 (朝明運動公園)</p>	<p>三重郡菟野町千草 6434</p>	<p>新名神高速道路 菟野IC</p>	<p>4.6 (町)菟野奥戸線 (町)⇒(国)306号⇒(町)草里野原高線⇒(町)千種支所奥線⇒(町)奥線公園線</p>	<p>東名阪自動車道 四日市IC</p>	<p>8.6 (国)477号⇒(国)306号⇒(町)草里野原高線⇒(町)千種支所奥線⇒(町)奥線公園線</p>	<p>-</p>					
15	<p>第2章緊急輸送ルートに関する計画</p>	<p>P. 33 別表2-1 菟野町・地域内輸送拠点(市町物資拠点)</p>	<p>地域内輸送拠点(市町物資拠点)</p>	<p>菟野町体育センター</p>	<p>三重郡菟野町大字 福井871-3</p>	<p>北勢拠点 12.2</p>	<p>(県)上海老茂福線⇒四日市東10⇒(高)東名阪自動車道⇒四日市10⇒(国)477号⇒(町)菟野福田線⇒(町)センター連絡線</p>	<p>北勢拠点 16.1</p>	<p>(県)上海老茂福線⇒四日市東10⇒(高)東名阪自動車道⇒四日市10⇒(国)477号⇒(県)湯の山道路⇒(県)干草赤木線⇒(県)四日市菟野大安線⇒(国)477号⇒(町)菟野福田線⇒(町)センター連絡線</p>	<p>地域内輸送拠点(市町物資拠点)</p>	<p>菟野町体育センター</p>	<p>三重郡菟野町大字 福井871-3</p>	<p>北勢拠点 18.1</p>	<p>(県)上海老茂福線⇒四日市東10⇒(高)東名阪自動車道⇒四日市10⇒(国)477号⇒(町)菟野福田線⇒(町)センター連絡線</p>	<p>北勢拠点 12.2</p>	<p>(県)上海老茂福線⇒四日市東10⇒(高)東名阪自動車道⇒四日市10⇒(国)477号⇒(町)菟野福田線⇒(町)センター連絡線</p>					
16	<p>第2章緊急輸送ルートに関する計画</p>	<p>P. 39 別表2-1 伊勢市・市町災害対策本部</p>	(新設)							<p>市町災害対策本部</p>	<p>伊勢市防災センター</p>	<p>伊勢市北部取159番 取1</p>	<p>伊勢自動車道 伊勢IC</p>	<p>1.7 (国)23号⇒倉田山公園内駐車場進入路</p>	<p>伊勢自動車道 伊勢西IC</p>	<p>4.0</p>	<p>(県)鳥羽松原線⇒(県)伊勢南島線⇒(市)北部27号⇒倉田山公園内駐車場進入路</p>				
17	<p>第2章緊急輸送ルートに関する計画</p>	<p>P. 39 別表2-1 伊勢市・市町災害対策本部</p>	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 25%;">市町災害対策本部</td> <td style="width: 25%;">伊勢市役所</td> <td style="width: 25%;">伊勢市岩淵1-7-29</td> <td style="width: 25%;"></td> </tr> </table>						市町災害対策本部	伊勢市役所	伊勢市岩淵1-7-29		<p>市町災害対策本部</p>	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 50%;">伊勢市役所 ※伊勢市防災センターでの対応が困難な場合</td> <td style="width: 50%;">伊勢市岩淵1-7-29</td> </tr> </table>		伊勢市役所 ※伊勢市防災センターでの対応が困難な場合	伊勢市岩淵1-7-29				
市町災害対策本部	伊勢市役所	伊勢市岩淵1-7-29																			
伊勢市役所 ※伊勢市防災センターでの対応が困難な場合	伊勢市岩淵1-7-29																				

No.	現行					修正案												
18	<p>第2章緊急輸送ルートに関する計画</p>	<p>P. 39 別表2-1 伊勢市・地域内輸送拠点（市町物資拠点）</p>	<p>地域内輸送拠点（市町物資拠点）</p>	<p>小俣総合体育館</p>	<p>伊勢市小俣町新村461-1</p>	<p>伊勢志摩拠点 17.9</p>	<p>(市)朝熊23号線⇒(市)朝熊22号線⇒(市)朝熊21号線⇒朝熊東10⇒(県)鳥羽松阪線⇒伊勢10⇒(国)23号⇒(市)橋部27号線⇒(県)伊勢南鳥線⇒(県)鳥羽松阪線⇒(県)玉川小俣線⇒(市)小俣22号線⇒(市)小俣24号線</p>	<p>伊勢志摩拠点 25.1</p>	<p>(市)朝熊23号線⇒(市)朝熊21号線⇒朝熊東10⇒(県)鳥羽松阪線⇒玉城10⇒(県)度会玉城線⇒(県)田丸伊勢線⇒(県)玉川小俣線</p>	<p>地域内輸送拠点（市町物資拠点）</p>	<p>伊勢志摩総合地方卸売市場</p>	<p>伊勢市西鳥道町141-1</p>	<p>伊勢志摩拠点 15.2</p>	<p>(市)朝熊23号線⇒(市)朝熊22号線⇒朝熊東10⇒(県)鳥羽松阪線⇒伊勢10⇒(市)橋部27号線⇒(県)鳥羽松阪線⇒(県)玉川小俣線⇒(市)小俣22号線⇒(市)小俣24号線</p>	<p>伊勢志摩拠点 13.6</p>	<p>(市)朝熊23号線⇒(市)朝熊22号線⇒朝熊東10⇒(県)鳥羽松阪線⇒伊勢10⇒(市)橋部27号線⇒(市)西鳥道25号線</p>	<p>伊勢志摩拠点 32.7</p>	<p>(市)朝熊23号線⇒(市)朝熊22号線⇒朝熊東10⇒(県)鳥羽松阪線⇒伊勢10⇒(市)橋部27号線⇒朝熊東10⇒(県)鳥羽松阪線⇒伊勢10⇒(市)橋部27号線⇒(市)西鳥道25号線</p>
19	<p>第2章緊急輸送ルートに関する計画</p>	<p>P. 39 別表2-1 伊勢市</p>	<p>(新設)</p>	<p>※三重県営サンアリーナ、伊勢志摩拠点へのルート確保について 三重県営サンアリーナ、伊勢志摩拠点への進入ルートについては、鳥羽松阪線（伊勢二見鳥羽ライン）朝熊東10からしかないので、代替ルートを設定できない。 こうした中、朝熊東10付近は、津波浸水が想定される区域となっており、漂流物等により通行不可となることが想定され、その場合には道路閉鎖が必要となる。 このため、朝熊東10付近（県管理の鳥羽松阪線（伊勢二見鳥羽ライン）と伊勢市管理の朝熊21号線の立体交差周辺）については、道路管理者間で情報共有や連携を密にして、最優先で道路閉鎖を行うこととする。</p>	<p>伊勢志摩拠点 62.4</p>	<p>(市)あかつき2号線⇒(市)大里総合山室町線⇒(市)栗真小川高野福町線⇒(国)23号（中勢部）⇒(県)津若狭大山田線⇒津10⇒(高)伊勢自動車道⇒玉城10⇒(県)度会玉城線⇒(県)田丸伊勢線⇒(市)小俣22号線⇒(市)小俣24号線</p>	<p>伊勢志摩拠点 75.2</p>	<p>(市)あかつき2号線⇒(市)大里総合山室町線⇒(市)栗真小川高野福町線⇒(国)23号（中勢部）⇒(県)津若狭大山田線⇒津10⇒(高)伊勢自動車道⇒伊勢10⇒(国)23号⇒(市)橋部27号線⇒(県)伊勢南鳥線⇒(県)鳥羽松阪線⇒(県)玉川小俣線⇒(市)小俣22号線⇒(市)小俣24号線</p>	<p>伊勢志摩拠点 71.3</p>	<p>(市)あかつき2号線⇒(市)大里総合山室町線⇒(市)栗真小川高野福町線⇒(国)23号（中勢部）⇒(県)津若狭大山田線⇒津10⇒(高)伊勢自動車道⇒伊勢10⇒(市)橋部27号線⇒(市)西鳥道25号線</p>	<p>伊勢志摩拠点 67.4</p>	<p>(市)あかつき2号線⇒(市)大里総合山室町線⇒(市)栗真小川高野福町線⇒(国)23号（中勢部）⇒(県)津若狭大山田線⇒津10⇒(高)伊勢自動車道⇒伊勢10⇒(市)橋部27号線⇒(市)西鳥道25号線</p>						
20	<p>第2章緊急輸送ルートに関する計画</p>	<p>P. 40 別表2-1 志摩市・救助活動拠点</p>	<p>救助活動拠点</p>	<p>道の駅「伊勢志摩」(伊勢志摩物産館「ささゆりの郷」/J-PLACE・サンアール磯部/観光農園/磯部町穴川地区(空地))</p>	<p>志摩市磯部町穴川511-5</p>	<p>救助活動拠点 49.2</p>	<p>(国)165号線⇒久居10⇒(高)伊勢自動車道⇒玉城10⇒(県)度会玉城線⇒(県)田丸伊勢線⇒(県)鳥羽松阪線⇒(市)玉川小俣線⇒(市)小俣22号線⇒(市)小俣24号線</p>	<p>救助活動拠点 61.1</p>	<p>(国)165号線⇒久居10⇒(高)伊勢自動車道⇒伊勢10⇒(国)23号⇒(市)橋部27号線⇒(県)伊勢南鳥線⇒(県)鳥羽松阪線⇒(県)玉川小俣線⇒(市)小俣22号線⇒(市)小俣24号線</p>	<p>救助活動拠点 55.8</p>	<p>(国)165号線⇒久居10⇒(高)伊勢自動車道⇒伊勢10⇒(市)橋部27号線⇒(県)伊勢南鳥線⇒(県)鳥羽松阪線⇒(県)玉川小俣線⇒(市)小俣22号線⇒(市)小俣24号線</p>	<p>救助活動拠点 58.3</p>	<p>(国)165号線⇒久居10⇒(高)伊勢自動車道⇒伊勢10⇒(市)橋部27号線⇒(市)西鳥道25号線</p>	<p>救助活動拠点 53.3</p>	<p>(国)165号線⇒久居10⇒(高)伊勢自動車道⇒伊勢10⇒(市)橋部27号線⇒(市)西鳥道25号線</p>			

No.	現行						修正案										
21	第2章緊急輸送ルートに関する計画	P. 41 別表2-1 志摩市・地域内輸送拠点(市町物資拠点)	地域内輸送拠点(市町物資拠点)	志摩市観光農園	志摩市磯部町穴川 511-5		地域内輸送拠点(市町物資拠点)	観光農園	志摩市磯部町穴川 511-5								
22	第2章緊急輸送ルートに関する計画	P. 41 別表2-1 志摩市・地域内輸送拠点(市町物資拠点)	地域内輸送拠点(市町物資拠点)	志摩市ともやま公園多目的屋内運動場	志摩市大王町船越 3261-4		地域内輸送拠点(市町物資拠点)	ともやま公園多目的屋内運動場	志摩市大王町船越 3261-4								
23	第2章緊急輸送ルートに関する計画	P. 43 別表2-1 大紀町・市町災害対策本部	(新設)				市町災害対策本部	大紀町役場 錦支所	度会郡大紀町錦 736-7	紀勢自動車道紀勢大内山IC	2.5	(県)紀勢インター線⇒(国)260号⇒(町)栄町1号⇒(町)林道叶越線					
24	第2章緊急輸送ルートに関する計画	P. 43 別表2-1 大紀町・市町災害対策本部	市町災害対策本部	大紀町役場	度会郡大紀町滝原 1610-1		市町災害対策本部	大紀町役場 ※錦支所での対応が困難な場合	度会郡大紀町滝原 1610-1								
25	第2章緊急輸送ルートに関する計画	P. 43 別表2-1 大紀町・救助活動拠点	救助活動拠点	滝原公園	度会郡大紀町滝原 870-10	紀勢自動車道大宮大台IC	2.4	(国)42号	救助活動拠点	旧柏崎中学校	度会郡大紀町錦 4464-3	紀勢自動車道紀勢大内山IC	1.7	(県)紀勢インター線⇒(国)42号⇒(町)長野下筋線⇒(町)中野長防線⇒(県)伊勢川断橋再建線⇒(町)中学校線	紀勢自動車道大宮大台IC	14.1	(国)42号⇒(町)長野下筋線⇒(町)中野長防線⇒(県)伊勢川断橋再建線⇒(町)中学校線
26	第2章緊急輸送ルートに関する計画	P. 43 別表2-1 伊賀市・市町災害対策本部	県災害対策本部	三重県伊賀庁舎	伊賀市四十九町 2802	名阪国道相生IC	1.3	(県)上野大山田線⇒(市)茅町駅四十九新池線	県災害対策本部	三重県伊賀庁舎	伊賀市四十九町 2802	名阪国道相生IC	1.1	(国)25号⇒(県)上野大山田線⇒(市)御園美田池線⇒(国)25号新道⇒(市)茅野駅四十九新池線	名阪国道上野山IC	1.8	(国)25号⇒(国)422号⇒(市)四十九町ゆめが丘線⇒(市)茅野駅四十九新池線
27	第2章緊急輸送ルートに関する計画	P. 43 別表2-1 伊賀市・市町災害対策本部	市町災害対策本部	伊賀市役所	伊賀市上野丸之内 116	名阪国道中瀬IC	2.7	(国)163号⇒(国)25号⇒(市)丸ノ内伊賀上野橋線	市町災害対策本部	伊賀市役所	伊賀市四十九町 2124番地	名阪国道相生IC	1.1	(国)25号⇒(県)上野大山田線⇒(市)御園美田池線⇒(国)25号新道⇒(市)茅野駅四十九新池線	名阪国道上野山IC	1.9	(国)25号⇒(国)422号⇒(市)四十九町ゆめが丘線⇒(市)茅野駅四十九新池線

No.	現行	修正案						
28	<p>P. 46 別表2-1 熊野市・地域内輸送拠点（市町物資拠点）</p> <table border="1" data-bbox="593 159 1008 279"> <tr> <td>地域内輸送拠点（市町物資拠点）</td> <td>熊野市防災公園</td> <td>熊野市有馬町3537</td> </tr> </table>	地域内輸送拠点（市町物資拠点）	熊野市防災公園	熊野市有馬町3537	<table border="1" data-bbox="1512 159 2016 295"> <tr> <td>地域内輸送拠点（市町物資拠点）</td> <td>防災拠点屋根付練習場</td> <td>熊野市有馬町3537</td> </tr> </table>	地域内輸送拠点（市町物資拠点）	防災拠点屋根付練習場	熊野市有馬町3537
地域内輸送拠点（市町物資拠点）	熊野市防災公園	熊野市有馬町3537						
地域内輸送拠点（市町物資拠点）	防災拠点屋根付練習場	熊野市有馬町3537						
29	<p>P. 67 別表3-1広域進出拠点（◎）及び進出拠点（○）（候補地）一覧番号1</p> <table border="1" data-bbox="492 406 1131 486"> <tr> <td>桑名市長島町総合支所</td> <td>桑名市</td> <td>桑名市松ヶ島38</td> </tr> </table>	桑名市長島町総合支所	桑名市	桑名市松ヶ島38	<table border="1" data-bbox="1444 406 2072 486"> <tr> <td>長島地区市民センター</td> <td>桑名市</td> <td>桑名市松ヶ島38</td> </tr> </table>	長島地区市民センター	桑名市	桑名市松ヶ島38
桑名市長島町総合支所	桑名市	桑名市松ヶ島38						
長島地区市民センター	桑名市	桑名市松ヶ島38						
30	<p>P. 67 別表3-1広域進出拠点（◎）及び進出拠点（○）（候補地）一覧番号2</p> <table border="1" data-bbox="492 646 1131 742"> <tr> <td>多度総合支所西駐車場</td> <td>桑名市</td> <td>桑名市多度町多度1-1-2</td> </tr> </table>	多度総合支所西駐車場	桑名市	桑名市多度町多度1-1-2	<table border="1" data-bbox="1444 646 2072 742"> <tr> <td>多度地区市民センター西駐車場</td> <td>桑名市</td> <td>桑名市多度町多度1-1-2</td> </tr> </table>	多度地区市民センター西駐車場	桑名市	桑名市多度町多度1-1-2
多度総合支所西駐車場	桑名市	桑名市多度町多度1-1-2						
多度地区市民センター西駐車場	桑名市	桑名市多度町多度1-1-2						
31	<p>P. 67 別表3-1広域進出拠点（◎）及び進出拠点（○）（候補地）一覧番号3</p> <table border="1" data-bbox="492 893 1131 997"> <tr> <td>桑名市総合運動公園</td> <td>桑名市</td> <td>桑名市芳ヶ崎1859-4</td> </tr> </table>	桑名市総合運動公園	桑名市	桑名市芳ヶ崎1859-4	<table border="1" data-bbox="1444 893 2072 997"> <tr> <td>NTN総合運動公園（桑名市総合運動公園）</td> <td>桑名市</td> <td>桑名市芳ヶ崎1859-4</td> </tr> </table>	NTN総合運動公園（桑名市総合運動公園）	桑名市	桑名市芳ヶ崎1859-4
桑名市総合運動公園	桑名市	桑名市芳ヶ崎1859-4						
NTN総合運動公園（桑名市総合運動公園）	桑名市	桑名市芳ヶ崎1859-4						
32	<p>P. 70 別表3-1広域進出拠点（◎）及び進出拠点（○）（候補地）一覧番号51</p> <table border="1" data-bbox="627 1085 1019 1348"> <tr> <td>道の駅「伊勢志摩」（伊勢志摩物産館「ささゆりの郷」/J-PLACE・サンアール磯部/観光農園/磯部町穴川地区（空地））</td> <td>志摩市</td> <td>志摩市磯部町穴川511-5</td> </tr> </table>	道の駅「伊勢志摩」（伊勢志摩物産館「ささゆりの郷」/J-PLACE・サンアール磯部/観光農園/磯部町穴川地区（空地））	志摩市	志摩市磯部町穴川511-5	<table border="1" data-bbox="1556 1085 1982 1348"> <tr> <td>道の駅「伊勢志摩」（伊勢志摩物産館「ささゆりの郷」/J-PLACE 磯部・サンアール磯部/観光農園/磯部町穴川地区（空地））</td> <td>道の駅「伊勢志摩」、観光農園…志摩市 伊勢志摩物産館「ささゆりの郷」…伊勢志摩物産館協同組合 J-PLACE 磯部・サンアール磯部…（株）農業商事 磯部町穴川地区（空地）…穴川区</td> <td>志摩市磯部町穴川511-5 <u>（磯部町穴川地区（空地）は磯部町穴川511-4）</u></td> </tr> </table>	道の駅「伊勢志摩」（伊勢志摩物産館「ささゆりの郷」/J-PLACE 磯部・サンアール磯部/観光農園/磯部町穴川地区（空地））	道の駅「伊勢志摩」、観光農園…志摩市 伊勢志摩物産館「ささゆりの郷」…伊勢志摩物産館協同組合 J-PLACE 磯部・サンアール磯部…（株）農業商事 磯部町穴川地区（空地）…穴川区	志摩市磯部町穴川511-5 <u>（磯部町穴川地区（空地）は磯部町穴川511-4）</u>
道の駅「伊勢志摩」（伊勢志摩物産館「ささゆりの郷」/J-PLACE・サンアール磯部/観光農園/磯部町穴川地区（空地））	志摩市	志摩市磯部町穴川511-5						
道の駅「伊勢志摩」（伊勢志摩物産館「ささゆりの郷」/J-PLACE 磯部・サンアール磯部/観光農園/磯部町穴川地区（空地））	道の駅「伊勢志摩」、観光農園…志摩市 伊勢志摩物産館「ささゆりの郷」…伊勢志摩物産館協同組合 J-PLACE 磯部・サンアール磯部…（株）農業商事 磯部町穴川地区（空地）…穴川区	志摩市磯部町穴川511-5 <u>（磯部町穴川地区（空地）は磯部町穴川511-4）</u>						

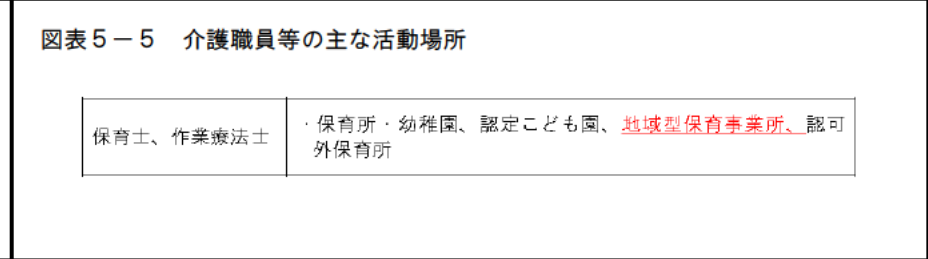
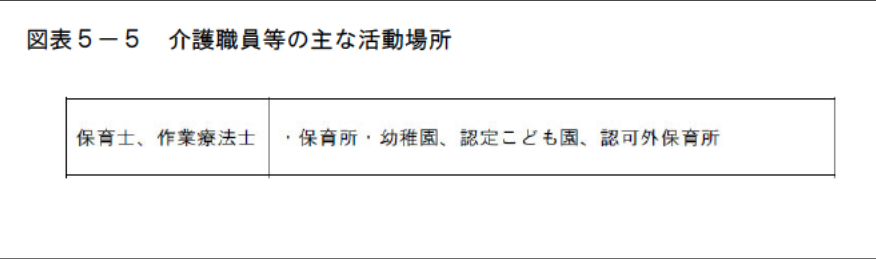
No.	現行			修正案				
33	第3章救助・救急、消火活動に関する計画	P. 71 別表3-2救助活動拠点 (候補地) 一覧 番号1	桑名市総合運動公園	桑名市	桑名市 芳ヶ崎1859-4	NTN総合運動公園(桑名市総合運動公園)	桑名市	桑名市 芳ヶ崎1859-4
34	第3章救助・救急、消火活動に関する計画	P. 74 別表3-2救助活動拠点 (候補地) 一覧 番号70	志摩市分庁舎 磯部支所	志摩市	志摩市 磯部町迫間878-9	磯部生涯学習センター (磯部支所)	志摩市	志摩市 磯部町迫間878-9
35	第3章救助・救急、消火活動に関する計画	P. 74 別表3-2救助活動拠点 (候補地) 一覧 番号71	阿児ふるさと公園(グラウンド/阿児アリーナ第2駐車場)	志摩市	志摩市 阿児町神明981-29	阿児ふるさと公園 多目的広場/阿児アリーナ第2駐車場)	志摩市	阿児ふるさと公園 多目的広場…志摩市 阿児町神明981-29 阿児アリーナ第2駐車場…志摩市阿児町神明 1048-2
36	第3章救助・救急、消火活動に関する計画	P. 74 別表3-2救助活動拠点 (候補地) 一覧 番号73	ともやま公園(芝生広場/球場/大駐車場)	志摩市	志摩市 大王町波切2199	ともやま公園(芝生広場/球場/大駐車場)	志摩市	芝生広場、大駐車場… 志摩市大王町波切2199 球場…志摩市大王町波切 2211-57
37	第3章救助・救急、消火活動に関する計画	P. 74 別表3-2救助活動拠点 (候補地) 一覧 番号74	浜島町ふるさと公園	志摩市	志摩市 浜島町松山路553	浜島ふるさと公園	志摩市	志摩市 浜島町松山路553-1
38	第3章救助・救急、消火活動に関する計画	P. 74 別表3-2救助活動拠点 (候補地) 一覧 番号75	志摩町オートキャンプ場	志摩市	志摩市 志摩町越賀2279	志摩町オートキャンプ場	阿津里浜リゾート(株)	志摩市 志摩町越賀2279
39	第3章救助・救急、消火活動に関する計画	P. 74 別表3-2救助活動拠点 (候補地) 一覧 番号76	京都市野外教育センター	京都市	志摩市 大王町船越231	京都市野外教育センター 奥志摩みさきの家	京都市	志摩市 大王町船越231

No.	現行			修正案			
40	第3章救助・救急、消火活動に関する計画 P. 74 別表3-2救助活動拠点（候補地）一覧 番号77	(空き地) 浜島迫子	志摩市	志摩市 浜島町迫子597-1他	浜島町迫子地区 (防災用地)	志摩市 志摩市 浜島町迫子597-1他	
41	第3章救助・救急、消火活動に関する計画 P. 75 別表3-2救助活動拠点（候補地）一覧 番号78	道の駅「伊勢志摩」(伊勢志摩物産館「ささゆりの郷」/J-PLACE・サンアール磯部/観光農園/磯部町穴川地区(空地))	志摩市	志摩市 磯部町穴川511-5	道の駅「伊勢志摩」(伊勢志摩物産館「ささゆりの郷」/J-PLACE磯部・サンアール磯部/観光農園/磯部町穴川地区(空地))	道の駅「伊勢志摩」...観光農園...志摩市 伊勢志摩物産館「ささゆりの郷」...伊勢志摩物産館協同組合 J-PLACE磯部・サンアール磯部...（株）豊築商事 磯部町穴川地区(空地)...穴川区 志摩市 磯部町穴川511-5 (磯部町穴川地区(空地)は磯部町穴川511-4)	
42	第3章救助・救急、消火活動に関する計画 P. 75 別表3-2救助活動拠点（候補地）一覧 番号87	滝原公園	大紀町	大紀町 滝原870-19	旧柏崎中学校	大紀町 大紀町 崎4464-3	
43	第3章救助・救急、消火活動に関する計画 P. 76 別表3-2救助活動拠点（候補地）一覧 番号100	薦原公園	名張市	名張市 八幡1801-2	八幡工業団地第二グラウンド	名張市 名張市 八幡1300-32	
44	第4章医療・保健活動に関する計画/初動 P. 87 第3節 初動	2 保健医療活動チームの派遣要請 医療本部は、EMIS等により被害状況を確認しつつ、本部災害医療コーディネーター又は統括DMAT、DPAT統括者の助言を得て、EMISやDMHISS等を用いて、保健医療活動チームに派遣要請を行う。			2 保健医療活動チームの派遣要請 医療本部は、EMIS等により被害状況を確認しつつ、本部災害医療コーディネーター又は統括DMAT、DPAT統括者の助言を得て、EMISやJ-SPEED(DMHISS)の廃止に伴い、2018年4月から運用が開始された災害時診療概況報告システム等を用いて、保健医療活動チームに派遣要請を行う。		
45	第5章高齢者や障がい者等を支援する職員（介護職員等）の受入れに関する計画 P. 100 第1節 要旨 第3 概要	1 国・県・市町・関係団体の活動の概要 介護職員等の受援活動については、社会福祉施設が県内に数多くある中で、県、市町、県内の関係団体が役割分担し、効率的に実施する必要がある。 このため、県及び市町は、福祉避難所と福祉避難所以外の避難所における介護職員等の派遣ニーズの把握を担い、関係団体は、避難所以外の社会福祉施設における介護職員等の派遣ニーズの把握を担うことを基本として受援活動を行う。 受援調整にあたっては、県と県社会福祉協議会及び関係団体が調整本部を設置し、災害対策本部と関係団体の情報を一元化し、介護職員等の派遣ニーズの把握とマッチングのための国緊急災害対策本部及び他県の関係団体との調整を行う。			1 国・県・市町・関係団体の活動の概要 介護職員等の受援活動については、社会福祉施設が県内に数多くある中で、県、市町、県内の関係団体が役割分担し、効率的に実施する必要がある。 このため、県及び市町は、福祉避難所と福祉避難所以外の避難所における介護職員等の派遣ニーズの把握を担い、関係団体は、避難所以外の社会福祉施設における介護職員等の派遣ニーズの把握を担うことを基本として受援活動を行う。 受援調整にあたっては、県と県社会福祉協議会及び関係団体が調整本部を設置し、災害対策本部と関係団体の情報を一元化し、介護職員等の派遣ニーズの把握とマッチングのための国緊急災害対策本部及び他県の関係団体との調整を行う。		

No.	現行	修正案
-----	----	-----

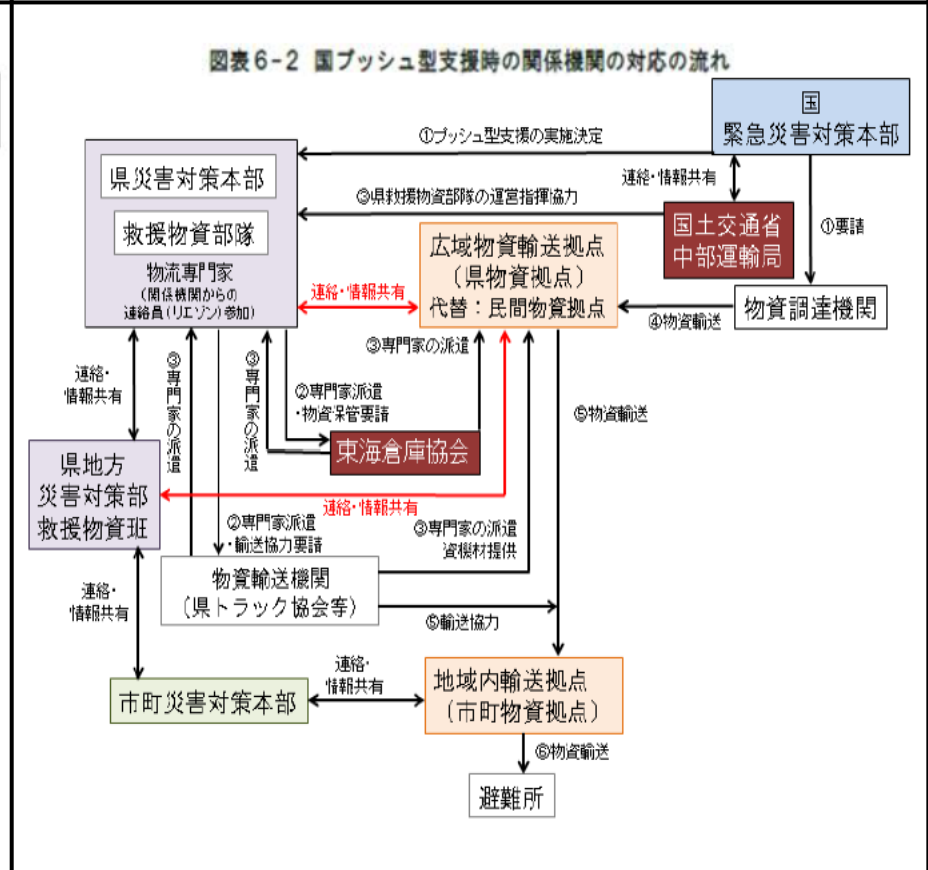
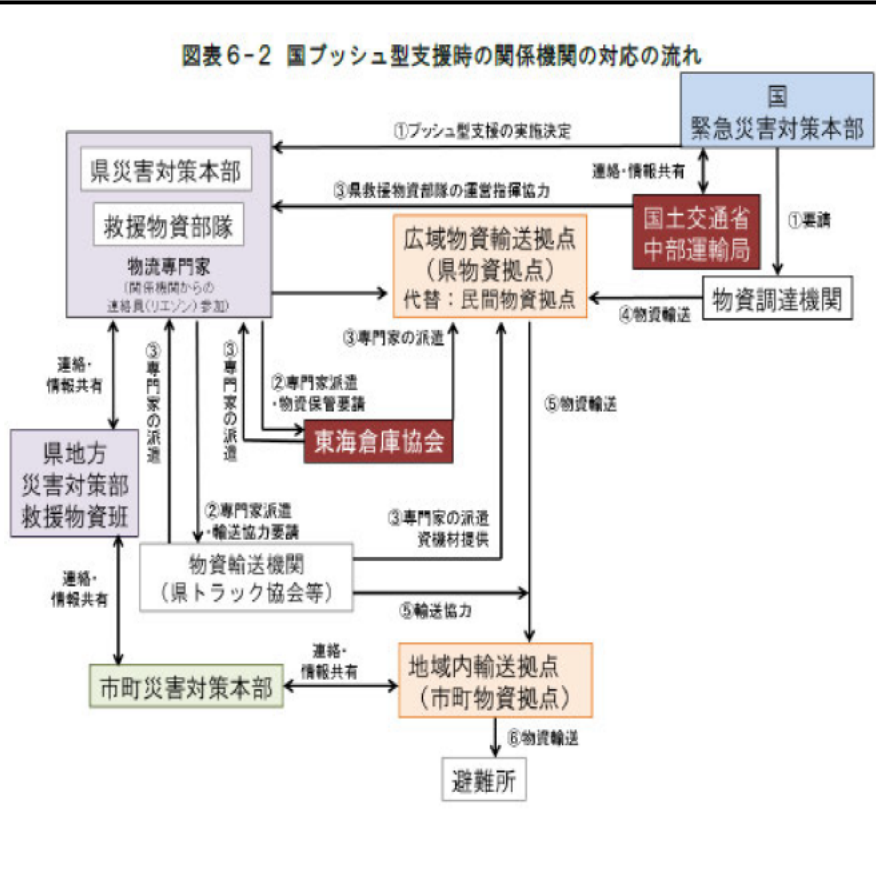
46 第5章高齢者や障がい者等を支援する職員（介護職員等）の受入れに関する計画

P. 109 第4節 受入れ調整
第2 介護職員等の受入れ・活動調整



47 第6章物資調達に関する計画

P. 116 第1節 要旨
第3 概要
3 物資調達活動の流れ



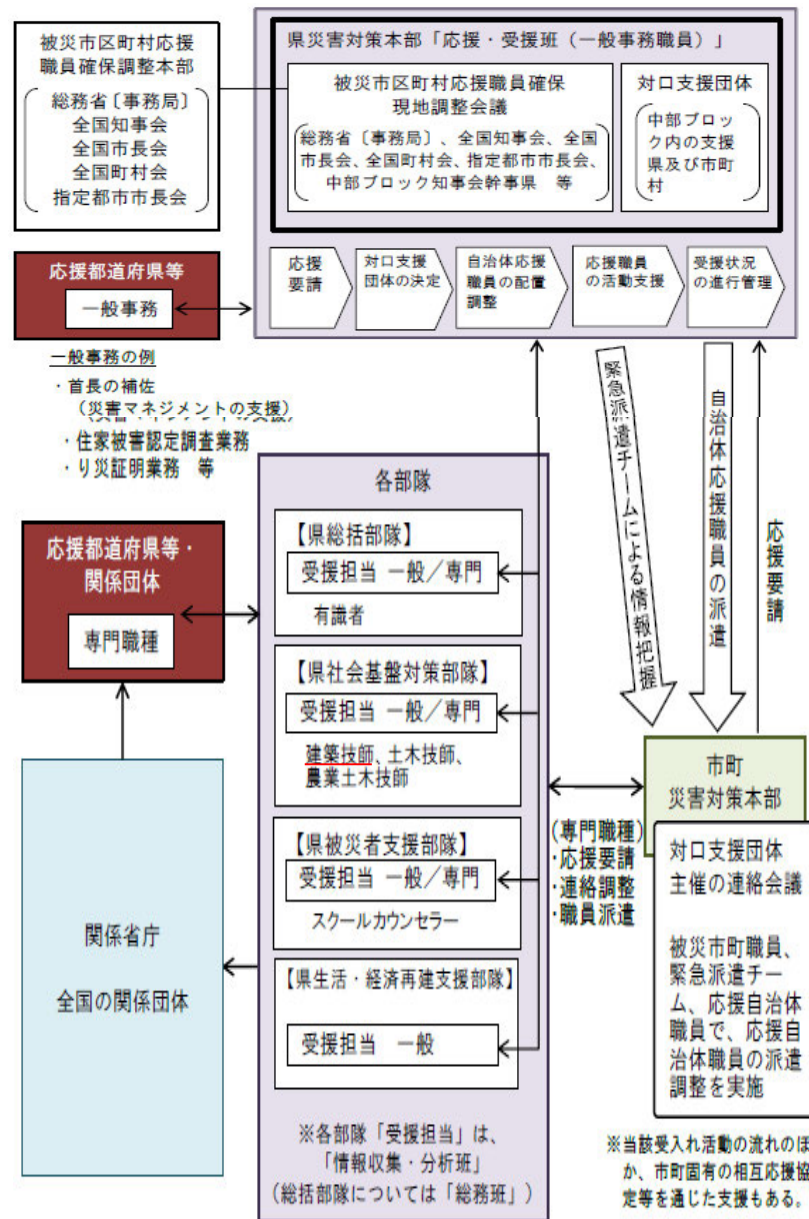
No.	現行		修正案													
48	第6章物資調達に関する計画	P. 119 第2節 関係機関の役割 第1 指揮又は調整を行う機関	<p>1 県</p> <table border="1" data-bbox="439 172 1245 515"> <thead> <tr> <th>関係機関</th> <th>主な役割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県災害対策本部 救援物資部隊</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 県内の被害状況の把握 緊急輸送ルートの被害状況・啓開状況の情報収集と共有 物流専門家等の人員確保、救援物資活動のための資機材及び車両の確保 国のプッシュ型支援物資の受入れ、地域内輸送拠点（市町物資拠点）への輸送 流通備蓄、セーフティネット備蓄の供給 広域物資輸送拠点（県物資拠点）が被災し活用できない場合等の代替拠点としての民間物資拠点の確保 </td> </tr> <tr> <td>県地方災害対策部 救援物資班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 広域物資輸送拠点（県物資拠点）の確保・運営 入出庫管理、在庫管理 市町災害対策本部との連絡・調整 </td> </tr> </tbody> </table>	関係機関	主な役割	県災害対策本部 救援物資部隊	<ul style="list-style-type: none"> 県内の被害状況の把握 緊急輸送ルートの被害状況・啓開状況の情報収集と共有 物流専門家等の人員確保、救援物資活動のための資機材及び車両の確保 国のプッシュ型支援物資の受入れ、地域内輸送拠点（市町物資拠点）への輸送 流通備蓄、セーフティネット備蓄の供給 広域物資輸送拠点（県物資拠点）が被災し活用できない場合等の代替拠点としての民間物資拠点の確保 	県地方災害対策部 救援物資班	<ul style="list-style-type: none"> 広域物資輸送拠点（県物資拠点）の確保・運営 入出庫管理、在庫管理 市町災害対策本部との連絡・調整 	<p>1 県</p> <table border="1" data-bbox="1321 172 2159 515"> <thead> <tr> <th>関係機関</th> <th>主な役割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県災害対策本部 救援物資部隊</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 県内の被害状況の把握 緊急輸送ルートの被害状況・啓開状況の情報収集と共有 物流専門家等の人員確保、救援物資活動のための資機材及び車両の確保 国のプッシュ型支援物資の受入れ、地域内輸送拠点（市町物資拠点）への輸送 流通備蓄、セーフティネット備蓄の供給 広域物資輸送拠点（県物資拠点）が被災し活用できない場合等の代替拠点としての民間物資拠点の確保 </td> </tr> <tr> <td>県地方災害対策部 救援物資班（詳細は各地方災害対策部の定めによる。）</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 広域物資輸送拠点（県物資拠点）の確保・運営 入出庫管理、在庫管理 市町災害対策本部との連絡・調整 </td> </tr> </tbody> </table>	関係機関	主な役割	県災害対策本部 救援物資部隊	<ul style="list-style-type: none"> 県内の被害状況の把握 緊急輸送ルートの被害状況・啓開状況の情報収集と共有 物流専門家等の人員確保、救援物資活動のための資機材及び車両の確保 国のプッシュ型支援物資の受入れ、地域内輸送拠点（市町物資拠点）への輸送 流通備蓄、セーフティネット備蓄の供給 広域物資輸送拠点（県物資拠点）が被災し活用できない場合等の代替拠点としての民間物資拠点の確保 	県地方災害対策部 救援物資班（詳細は各地方災害対策部の定めによる。）	<ul style="list-style-type: none"> 広域物資輸送拠点（県物資拠点）の確保・運営 入出庫管理、在庫管理 市町災害対策本部との連絡・調整
関係機関	主な役割															
県災害対策本部 救援物資部隊	<ul style="list-style-type: none"> 県内の被害状況の把握 緊急輸送ルートの被害状況・啓開状況の情報収集と共有 物流専門家等の人員確保、救援物資活動のための資機材及び車両の確保 国のプッシュ型支援物資の受入れ、地域内輸送拠点（市町物資拠点）への輸送 流通備蓄、セーフティネット備蓄の供給 広域物資輸送拠点（県物資拠点）が被災し活用できない場合等の代替拠点としての民間物資拠点の確保 															
県地方災害対策部 救援物資班	<ul style="list-style-type: none"> 広域物資輸送拠点（県物資拠点）の確保・運営 入出庫管理、在庫管理 市町災害対策本部との連絡・調整 															
関係機関	主な役割															
県災害対策本部 救援物資部隊	<ul style="list-style-type: none"> 県内の被害状況の把握 緊急輸送ルートの被害状況・啓開状況の情報収集と共有 物流専門家等の人員確保、救援物資活動のための資機材及び車両の確保 国のプッシュ型支援物資の受入れ、地域内輸送拠点（市町物資拠点）への輸送 流通備蓄、セーフティネット備蓄の供給 広域物資輸送拠点（県物資拠点）が被災し活用できない場合等の代替拠点としての民間物資拠点の確保 															
県地方災害対策部 救援物資班（詳細は各地方災害対策部の定めによる。）	<ul style="list-style-type: none"> 広域物資輸送拠点（県物資拠点）の確保・運営 入出庫管理、在庫管理 市町災害対策本部との連絡・調整 															
49	第6章物資調達に関する計画	P. 122 第3節 初動 第2 被害状況の把握	<p>1 拠点の被害状況の把握</p> <p>(1) 広域物資輸送拠点（県物資拠点）</p> <p>県救援物資部隊物資支援班は、国等からの支援物資の受入れ準備のため、広域物資輸送拠点（県物資拠点）の被害状況の把握を行う。</p> <p>県地方災害対策部救援物資班は、物資拠点内の備蓄物資、資機材の状況、また、プッシュ型支援物資の受入れスペースが確保できるかどうかを確認すると共に、被災等により広域物資輸送拠点（県物資拠点）としての活用の可否について、その旨を県救援物資部隊物資支援班に報告する。</p>	<p>1 拠点の被害状況の把握</p> <p>(1) 広域物資輸送拠点（県物資拠点）</p> <p>県救援物資部隊物資活動班は、国等からの支援物資の受入れ準備のため、広域物資輸送拠点（県物資拠点）の被害状況の把握を行う。</p> <p>県地方災害対策部救援物資班は、物資拠点内の備蓄物資、資機材の状況、また、プッシュ型支援物資の受入れスペースが確保できるかどうかを確認すると共に、被災等により広域物資輸送拠点（県物資拠点）としての活用の可否について、その旨を県救援物資部隊物資活動班に報告する。</p>												
50	第6章物資調達に関する計画	P. 124 第4節 受入れ調整 第1 広域物資輸送拠点（県物資拠点）の確保	<p>2 拠点機能・資機材の確保</p> <p>県地方災害対策部救援物資班は、広域物資輸送拠点（県物資拠点）における、通信手段・電源・資機材の確保を行う。さらに、確認した資機材の確保状況等について、県救援物資部隊物資支援班に報告する。</p>	<p>2 拠点機能・資機材の確保</p> <p>県地方災害対策部救援物資班は、広域物資輸送拠点（県物資拠点）における、通信手段・電源・資機材の確保を行う。さらに、確認した資機材の確保状況等について、県救援物資部隊物資活動班に報告する。</p>												
51	第6章物資調達に関する計画	P. 125 図表6-6食料の供給量	<table border="1" data-bbox="607 1187 907 1321"> <tr> <td rowspan="3">伊賀拠点</td> <td>松阪</td> </tr> <tr> <td>伊賀市</td> </tr> <tr> <td>計</td> </tr> </table>	伊賀拠点	松阪	伊賀市	計	<table border="1" data-bbox="1606 1187 1906 1321"> <tr> <td rowspan="3">伊賀拠点</td> <td>松阪</td> </tr> <tr> <td>伊賀</td> </tr> <tr> <td>計</td> </tr> </table>	伊賀拠点	松阪	伊賀	計				
伊賀拠点	松阪															
	伊賀市															
	計															
伊賀拠点	松阪															
	伊賀															
	計															

No.	現行		修正案	
52	第6章物資調達に関する計画	P.126 第5節 支援活動及び調整 第1 地域内輸送拠点（市町物資拠点）への輸送	<p>1 県による地域内輸送拠点（市町物資拠点）への物資輸送</p> <p>県救援物資部隊物資活動班は、広域物資輸送拠点（県物資拠点）に支援物資を受入れ、仕分けをした支援物資について、県トラック協会等の協定締結先の協力を得て、確保状況が確認できた地域内輸送拠点（市町物資拠点）まで輸送する。</p>	<p>1 県による地域内輸送拠点（市町物資拠点）への物資輸送</p> <p>県救援物資部隊物資活動班は、広域物資輸送拠点（県物資拠点）にて支援物資を受入れ、仕分けをした支援物資について <u>保管場所の確保状況を確認し、県トラック協会等の協定締結先の協力を得て</u>、地域内輸送拠点（市町物資拠点）まで輸送する。</p>
53	第6章物資調達に関する計画	P.126 第5節 支援活動及び調整 第1 地域内輸送拠点（市町物資拠点）への輸送	<p>3 物資輸送に関する情報の収集と共有</p> <p>県救援物資部隊物資支援班は、県社会基盤対策部隊から防災情報プラットフォーム等を活用し緊急輸送ルートの啓開状況の情報を、また、県総括部隊総括班（燃料・電力・ガス供給担当）から利用可能な給油所の情報を収集する。</p> <p>県救援物資部隊物資支援班は、国や物流事業者と、「物資調達・輸送調整等支援システム」等を用いて、物資輸送の内容（品目・数量・荷姿・利用車両・出庫日時・到着予定日時等）について情報共有する。</p> <p>県救援物資部隊物資支援班は、収集した情報について、県地方災害対策部救援物資班を通じて、市町災害対策本部に情報提供を行う。</p>	<p>3 物資輸送に関する情報の収集と共有</p> <p>県救援物資部隊物資支援班は、県社会基盤対策部隊から防災情報プラットフォーム等を活用し緊急輸送ルートの啓開状況の情報を、また、県総括部隊総括班（燃料・電力・ガス供給担当）から利用可能な給油所の情報を収集し、<u>県トラック協会等の輸送協力先に情報提供を行う。</u></p> <p>県救援物資部隊物資支援班は、国や物流事業者と、「物資調達・輸送調整等支援システム」等を用いて、物資輸送の内容（品目・数量・荷姿・利用車両・出庫日時・到着予定日時等）について情報共有する<u>とともに</u>、県地方災害対策部救援物資班を通じて、市町災害対策本部に情報提供を行う。</p>
54	第6章物資調達に関する計画	P.129 第5節 支援活動及び調整 第2 国のプッシュ型支援物資が届くまでの3日観の対応	<p>1 県による流通備蓄のプッシュ型支援</p> <p>(1) 流通備蓄に関する情報収集</p> <p>県救援物資部隊物資支援班は、協定締結企業等¹⁴から流通備蓄の量・品目等について情報収集する。</p>	<p>1 県による流通備蓄のプッシュ型支援</p> <p>(1) 流通備蓄に関する情報収集</p> <p>県救援物資部隊物資活動班は、協定締結企業等¹⁴から流通備蓄の量・品目等について情報収集する。</p>
55	第6章物資調達に関する計画	P.129 第5節 支援活動及び調整 第2 国のプッシュ型支援物資が届くまでの3日観の対応	<p>(4) 流通備蓄の輸送</p> <p>流通備蓄の輸送については、協定締結先の自社配送を基本とするが、自社での配送が困難な場合には、県救援物資部隊物資活動班は、県トラック協会等の協定締結先の協力を得てトラックを確保次第、地域内輸送拠点（市町物資拠点）に対して輸送を行う。</p>	<p>(4) 流通備蓄の輸送</p> <p>流通備蓄の輸送は、協定締結先の自社配送を基本とするが、自社での配送が困難な場合は、県救援物資部隊物資活動班は、県トラック協会等の協定締結先の協力を得てトラックを確保し、地域内輸送拠点（市町物資拠点）へ輸送を行う。</p>

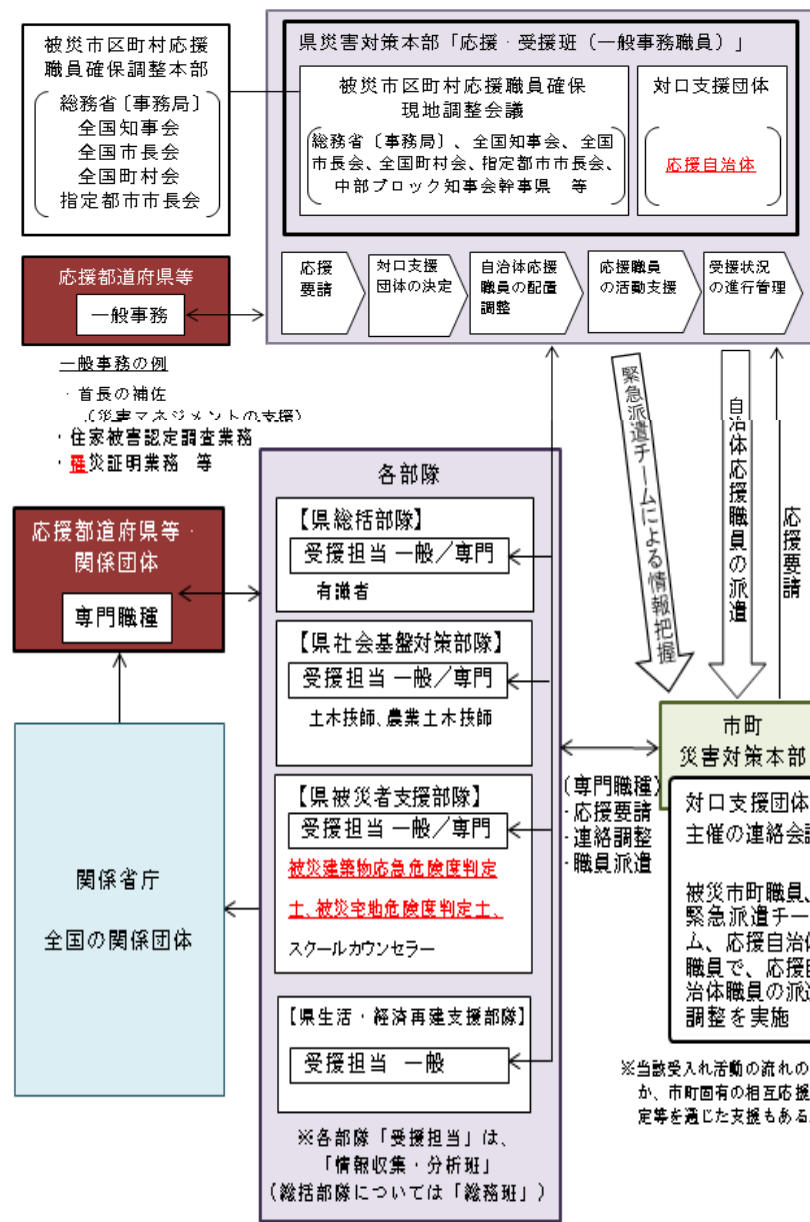
No.	現行		修正案																									
56	第6章物資調達に関する計画	P. 130 第5節 支援活動及び調整 第2 国のブッシュ型支援物資が届くまでの3日観の対応	<h2>2 セーフティネット備蓄支援</h2> <p>(3) セーフティネット備蓄の輸送</p> <p>セーフティネット備蓄の輸送については、アクセス道路の啓開活動が十分でない状況が予想される孤立地域への支援物資の供給を優先し、航空機（ヘリコプターを含む）による対応を基本とする。</p> <p>県救援物資部隊物資活動支援班は、航空機を利用した輸送について、県総括部隊救助班（航空担当）に協議を行う。協議を受けた県総括部隊救助班（航空担当）は、関係機関と調整を行い、拠点での物資の受入れ時間等、輸送計画を策定し実施する。</p> <p>また、策定した輸送計画は、県救援物資部隊活動支援班が、被災市町及び県地方災害対策部と共有する。</p>	<h2>2 セーフティネット備蓄支援</h2> <p>(3) セーフティネット備蓄の輸送</p> <p>セーフティネット備蓄の輸送については、アクセス道路の啓開活動が十分でない状況が予想される孤立地域への支援物資の供給を優先し、航空機（ヘリコプターを含む）による対応を基本とする。</p> <p>県救援物資部隊物資支援班は、航空機を利用した輸送について、県総括部隊救助班（航空担当）に協議を行う。協議を受けた県総括部隊救助班（航空担当）は、関係機関と調整を行い、拠点での物資の受入れ時間等、輸送計画を策定し実施する。</p> <p>また、策定した輸送計画は、県救援物資部隊物資支援班が、被災市町及び県地方災害対策部と共有する。</p>																								
57	第6章物資調達に関する計画	P. 131 第5節 支援活動及び調整 第3 応急給水にかかる支援活動	<h2>2 県外からの支援に対する受援活動</h2> <p>県被災者支援部隊水道応援班は、県総括部隊情報班及び市町から、水道施設の被害状況や断水状況、応急給水の状況の情報を収集し、日本水道協会三重県支部長（津市）と情報共有を行う。</p> <p>日本水道協会三重県支部長（津市）は、中部地方支部（名古屋市）を通じて県外水道事業者から示された支援を整理し、県被災者支援部隊水道応援班から情報提供された応援要請等をもとに支援配分を決定し、県被災者支援部隊水道応援班と情報共有を行う。</p> <p>県被災者支援部隊水道応援班は、県社会基盤対策部隊から、応急給水活動の実施に必要な緊急輸送ルートの被害状況や啓開状況の情報を収集し、日本水道協会三重県支部長（津市）を通じて他の都道府県等へ情報提供を行う。</p> <p>なお、中部地方支部長（名古屋市）や三重県支部長（津市）が被災し、適切な連絡調整が行えない場合には「公益社団法人日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定」に基づき、中部地方支部長（名古屋市）の事務の代理を新潟県支部長（新潟市）が担い、また、三重県支部長（津市）の事務の代理を三重県副支部長（四日市市）もしくは石川県支部長（金沢市）が担う。</p>	<h2>2 県外からの支援に対する受援活動</h2> <p>県被災者支援部隊水道応援班は、県総括部隊情報班及び市町から、水道施設の被害状況や断水状況、応急給水の状況の情報を収集し、日本水道協会三重県支部長（津市）と情報共有を行う。</p> <p>三重県支部長（津市）は、中部地方支部長（名古屋市）を通じて県外水道事業者から示された支援を整理し、県被災者支援部隊水道応援班から情報提供された応援要請等をもとに支援配分を決定し、県被災者支援部隊水道応援班と情報共有を行う。</p> <p>県被災者支援部隊水道応援班は、県社会基盤対策部隊から、応急給水活動の実施に必要な緊急輸送ルートの被害状況や啓開状況の情報を収集し、三重県支部長（津市）を通じて他の都道府県等へ情報提供を行う。</p> <p>なお、中部地方支部長（名古屋市）や三重県支部長（津市）が被災し、適切な連絡調整が行えない場合には「公益社団法人日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定」に基づき、中部地方支部長（名古屋市）の事務の代理を新潟県支部長（新潟市）が担い、また、三重県支部長（津市）の事務の代理を三重県副支部長（四日市市）もしくは石川県支部長（金沢市）が担う。</p>																								
58	第6章物資調達に関する計画	P. 132 別表6-1地域内輸送拠点	<table border="1"> <tr> <td>桑名市</td> <td>星見ヶ丘防災拠点施設 (仮称)H31年度完成予定</td> <td>市民の防災訓練場等</td> <td>桑名市星見ヶ丘四丁目1001番地</td> </tr> </table>	桑名市	星見ヶ丘防災拠点施設 (仮称)H31年度完成予定	市民の防災訓練場等	桑名市星見ヶ丘四丁目1001番地	<table border="1"> <tr> <td>桑名市</td> <td>桑名市陽だまりの丘複合施設「ぼかぼか」</td> <td>複合施設</td> <td>桑名市陽だまりの丘4丁目2201番地2</td> </tr> </table>	桑名市	桑名市陽だまりの丘複合施設「ぼかぼか」	複合施設	桑名市陽だまりの丘4丁目2201番地2																
桑名市	星見ヶ丘防災拠点施設 (仮称)H31年度完成予定	市民の防災訓練場等	桑名市星見ヶ丘四丁目1001番地																									
桑名市	桑名市陽だまりの丘複合施設「ぼかぼか」	複合施設	桑名市陽だまりの丘4丁目2201番地2																									
59	第6章物資調達に関する計画	P. 132 別表6-1地域内輸送拠点	<table border="1"> <tr> <td>四日市市</td> <td>南部拠点防災倉庫</td> <td>倉庫</td> <td>四日市市波木町2080番</td> </tr> </table>	四日市市	南部拠点防災倉庫	倉庫	四日市市波木町2080番	<table border="1"> <tr> <td>四日市市</td> <td>南部拠点防災倉庫</td> <td>倉庫</td> <td>四日市市波木町2080番</td> </tr> <tr> <td></td> <td>北部拠点防災倉庫</td> <td>倉庫</td> <td>四日市市中村町2281-2</td> </tr> </table>	四日市市	南部拠点防災倉庫	倉庫	四日市市波木町2080番		北部拠点防災倉庫	倉庫	四日市市中村町2281-2												
四日市市	南部拠点防災倉庫	倉庫	四日市市波木町2080番																									
四日市市	南部拠点防災倉庫	倉庫	四日市市波木町2080番																									
	北部拠点防災倉庫	倉庫	四日市市中村町2281-2																									
60	第6章物資調達に関する計画	P. 132 別表6-1地域内輸送拠点	<table border="1"> <tr> <td>伊勢市</td> <td>小俣総合体育館</td> <td>スポーツ施設</td> <td>伊勢市小俣町新村401番地1</td> </tr> </table>	伊勢市	小俣総合体育館	スポーツ施設	伊勢市小俣町新村401番地1	<table border="1"> <tr> <td>伊勢市</td> <td>伊勢志摩総合地方卸売市場</td> <td>市場</td> <td>伊勢市西豊浜町141-1</td> </tr> </table>	伊勢市	伊勢志摩総合地方卸売市場	市場	伊勢市西豊浜町141-1																
伊勢市	小俣総合体育館	スポーツ施設	伊勢市小俣町新村401番地1																									
伊勢市	伊勢志摩総合地方卸売市場	市場	伊勢市西豊浜町141-1																									
61	第6章物資調達に関する計画	P. 132 別表6-1地域内輸送拠点	<table border="1"> <tr> <td>志摩市</td> <td>志摩市観光農園（飲食棟）</td> <td>観光農園（飲食棟）</td> <td>志摩市磯部町六川511-5</td> </tr> <tr> <td></td> <td>志摩市ともやま公園</td> <td>多目的屋内運動場</td> <td>志摩市大王町船越3261-4</td> </tr> <tr> <td></td> <td>多目的屋内運動場</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	志摩市	志摩市観光農園（飲食棟）	観光農園（飲食棟）	志摩市磯部町六川511-5		志摩市ともやま公園	多目的屋内運動場	志摩市大王町船越3261-4		多目的屋内運動場			<table border="1"> <tr> <td>志摩市</td> <td>観光農園（飲食棟）</td> <td>観光農園（飲食棟）</td> <td>志摩市磯部町六川511-5</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ともやま公園</td> <td>多目的屋内運動場</td> <td>志摩市大王町船越3261-4</td> </tr> <tr> <td></td> <td>多目的屋内運動場</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	志摩市	観光農園（飲食棟）	観光農園（飲食棟）	志摩市磯部町六川511-5		ともやま公園	多目的屋内運動場	志摩市大王町船越3261-4		多目的屋内運動場		
志摩市	志摩市観光農園（飲食棟）	観光農園（飲食棟）	志摩市磯部町六川511-5																									
	志摩市ともやま公園	多目的屋内運動場	志摩市大王町船越3261-4																									
	多目的屋内運動場																											
志摩市	観光農園（飲食棟）	観光農園（飲食棟）	志摩市磯部町六川511-5																									
	ともやま公園	多目的屋内運動場	志摩市大王町船越3261-4																									
	多目的屋内運動場																											

No.	現行		修正案									
62	第6章物資調達に関する計画	P. 132 別表6-1地域内輸送拠点	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; text-align: center;">熊野市</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">H30末完成予定</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">屋外練習場</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">熊野市有馬町3537</td> </tr> </table>	熊野市	H30末完成予定	屋外練習場	熊野市有馬町3537	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; text-align: center;">熊野市</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">防災拠点屋根付練習場</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">屋外練習場</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">熊野市有馬町3537</td> </tr> </table>	熊野市	防災拠点屋根付練習場	屋外練習場	熊野市有馬町3537
熊野市	H30末完成予定	屋外練習場	熊野市有馬町3537									
熊野市	防災拠点屋根付練習場	屋外練習場	熊野市有馬町3537									
63	第9章自治体応援職員の受入れに関する計画	P. 179 第1節 要旨 第1 目的	<p>南海トラフ地震等の大規模災害発生時には、災害対策本部活動のほか、物資支援関係業務、り災証明業務など膨大な災害対応業務が発生し、県及び市町の既存の人的資源のみで対応することは極めて困難な状況に陥ることが想定される。</p> <p>このような想定の下、他の自治体は、要請に基づき数多くの自治体応援職員を派遣することとしている。</p> <p>この「自治体応援職員の受入れに関する計画」は、県及び市町が、自治体応援職員を円滑に受け入れるとともに、最大限有効に活用し、被災者支援を実施することを目的として、自治体応援職員の受け入れと支援活動等について定める。</p>	<p>南海トラフ地震等の大規模災害発生時には、災害対策本部活動のほか、物資支援関係業務、<u>罹</u>災証明業務など膨大な災害対応業務が発生し、県及び市町の既存の人的資源のみで対応することは極めて困難な状況に陥ることが想定される。</p> <p>このような想定の下、他の自治体は、要請に基づき数多くの自治体応援職員を派遣することとしている。</p> <p>この「自治体応援職員の受入れに関する計画」は、県及び市町が、自治体応援職員を円滑に受け入れるとともに、最大限有効に活用し、被災者支援を実施することを目的として、自治体応援職員の受け入れと支援活動等について定める。</p>								
64	第9章自治体応援職員の受入れに関する計画	P. 180 第3 概要 1 国・県・市町の活動の概要 (1) 活動内容	<p>1 国・県・市町の活動の概要</p> <p>(1) 活動内容</p> <p>県内には「被災市区町村応援職員確保現地調整会議」（構成：総務省（事務局）、全国知事会、全国市長会、全国町村会、指定都市市長会、被災地域ブロック知事会幹事都道府県、被災都道府県等）が設置され、発災した日の翌々日までに、被害の状況等を考慮しつつ、県内市町ごとに対口支援団体が決定される。対口支援団体は、連絡要員を被災市町に派遣し、被災市町のニーズを詳細に把握しながら、自治体応援職員の派遣を実施する。</p> <p>被災建築物応急危険度判定士やスクールカウンセラー等の専門職種職員については、関係省庁や関係団体を通じて派遣調整が実施される。</p> <p>県及び市町は、これらの自治体応援職員を円滑に受け入れるための体制を構築する。</p> <p>なお、県災害対策本部においては、一般事務職員を「応援・受援班（一般事務職員）」を通じて、専門職種職員を各部隊情報収集・分析班（総括部隊については総務班）を通じて受け入れる。</p>	<p>1 国・県・市町の活動の概要</p> <p>(1) 活動内容</p> <p>県内には「被災市区町村応援職員確保現地調整会議」（構成：総務省（事務局）、全国知事会、全国市長会、全国町村会、指定都市市長会、被災地域ブロック知事会幹事都道府県、被災都道府県等）が設置され、被害の状況等を考慮しつつ、<u>発災後、速やかに</u>、県内市町ごとに対口支援団体が決定される。決定された対口支援団体は、被災市町のニーズを詳細に把握しながら、自治体応援職員の派遣を実施する。</p> <p>被災建築物応急危険度判定士や<u>被災空地危険度判定士</u>、スクールカウンセラー等の専門職種職員については、関係省庁や関係団体を通じて派遣調整が実施される。</p> <p>県及び市町は、これらの自治体応援職員を円滑に受け入れるための体制を構築する。</p> <p>なお、県災害対策本部においては、一般事務職員を「応援・受援班（一般事務職員）」を通じて、専門職種職員を各部隊情報収集・分析班（総括部隊については総務班）を通じて受け入れる。</p>								

図表 9-1 自治体応援職員の受入れ活動の流れ



図表 9-1 自治体応援職員の受入れ活動の流れ



No.	現行	修正案
66	<p data-bbox="264 491 376 571">P. 182 第1節 要旨 第3 概要</p> <p data-bbox="129 480 241 576">第9章自治体応援職員の受入れに関する計画</p> <div data-bbox="405 129 1256 855" style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p data-bbox="562 153 1111 172">「被災市区町村応援職員確保システム」（総務省）について</p> <p data-bbox="421 204 1245 276">熊本地震における課題を受けて、総務省が設置した「大規模災害からの被災住民の生活再建を支援するための応援職員の派遣の在り方に関する研究会」は、平成29年6月、報告書を取りまとめ総務省に提言を行った。</p> <p data-bbox="421 280 1245 328">この報告書をふまえ、総務省は、被災市区町村を支援する仕組みとして「被災市区町村応援職員確保システムに関する要綱」を定めた。</p> <p data-bbox="427 360 842 379">【被災市区町村応援職員確保システムの概要】</p> <p data-bbox="427 384 1245 528">当該システムが導入された場合、国においては「被災市区町村応援職員確保調整本部」が設置され、被災都道府県には「被災市区町村応援職員確保現地調整会議」（構成：総務省（事務局）、全国知事会、全国市長会、全国町村会、指定都市市長会、被災地域ブロック知事会幹事都道府県、被災都道府県等）が設置され、その中で、被災市区町村ごとに一対一で支援を行う「対口支援団体」の決定について調整が行われることとなっている。</p> <p data-bbox="427 533 533 552">（ポイント）</p> <ul data-bbox="427 560 1245 839" style="list-style-type: none"> ・一般事務職の応援職員の派遣を対象とするシステムである。 ・対口支援団体は、発災した翌々日までに決定。 ・対口支援団体は、被災地域ブロックの都道府県を中心とするが個別相互応援協定を締結している都道府県からも選定し決定。 ・被災市区町村に対する支援は、対口支援団体である都道府県が区域内の市区町村とともに一体的な支援を行う。 ・対口支援方式は、対口支援団体が個々の被災市区町村を一対一で支援する。 ・対口支援団体には、被災市区町村長の災害マネジメントを総括的に支援する役割も期待する。 ・対口支援団体による対応が困難な場合には、不足する職員について全国の地方公共団体による応援職員の派遣により補完的に対応する。 </div>	<div data-bbox="1301 129 2152 919" style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p data-bbox="1413 153 2051 172">「被災市区町村応援職員確保システム」（総務省）について</p> <p data-bbox="1301 204 2163 276">熊本地震における課題を受けて、総務省が設置した「大規模災害からの被災住民の生活再建を支援するための応援職員の派遣の在り方に関する研究会」は、<u>2017</u>年6月、報告書を取りまとめ総務省に提言を行った。</p> <p data-bbox="1301 280 2163 328">この報告書をふまえ、総務省は、被災市区町村を支援する仕組みとして「被災市区町村応援職員確保システムに関する要綱」を定めた。</p> <p data-bbox="1308 360 1744 379">【被災市区町村応援職員確保システムの概要】</p> <p data-bbox="1308 384 2163 544">当該システムが<u>適用</u>された場合、国においては「被災市区町村応援職員確保調整本部」が設置され、被災都道府県には「被災市区町村応援職員確保現地調整会議」（構成：総務省（事務局）、全国知事会、全国市長会、全国町村会、指定都市市長会、被災地域ブロック知事会幹事都道府県、被災都道府県等）が設置され、その中で、被災市区町村ごとに<u>原則として</u>一対一で支援を行う「対口支援団体」の決定について調整が行われることとなっている。</p> <p data-bbox="1308 549 1413 568">（ポイント）</p> <ul data-bbox="1308 576 2163 903" style="list-style-type: none"> ・<u>避難所の運営及び罹災証明書の交付等の業務に従事する</u>一般事務職の応援職員の派遣を対象とするシステムである。 ・対口支援団体は、発災後、<u>速やか</u>に決定。 ・対口支援団体は、被災地域ブロック<u>内</u>の都道府県<u>及び指定都市</u>を中心とするが個別相互応援協定を締結している都道府県<u>及び指定都市</u>からも選定し決定。 ・被災市区町村に対する支援は、対口支援団体である都道府県は、<u>区域内の市区町村</u>とともに一体的な支援を行う。 ・対口支援方式は、対口支援団体が個々の被災市区町村を<u>原則として</u>一対一で支援する。 ・<u>必要に応じて、災害マネジメント総括支援員（GADM）の派遣が行われ、被災市区町村長の災害マネジメントの総括的な支援も行う。</u> ・対口支援団体による対応が困難な場合には、不足する職員について全国の地方公共団体による応援職員の派遣により補完的に対応する。 </div>
67	<p data-bbox="264 1145 376 1225">P. 182 第1節 要旨 第3 概要</p> <p data-bbox="129 1134 241 1230">第9章自治体応援職員の受入れに関する計画</p> <p data-bbox="405 1166 483 1185">（新設）</p>	<div data-bbox="1301 951 2152 1414" style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p data-bbox="1514 959 1939 978">広域災害時の全国知事会の対応について</p> <p data-bbox="1301 1018 2163 1066"><u>2018年11月の全国知事会議で、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」について主に下記の見直しが行われた。</u></p> <p data-bbox="1308 1102 1413 1121">（ポイント）</p> <ul data-bbox="1308 1129 2163 1401" style="list-style-type: none"> ・被災情報等の収集・連絡事務等を迅速かつ的確に進めるために設置される「災害対策都道府県連絡本部」の下、被災県に「災害対策都道府県現地連絡本部」を設置。併せて、被災市区町村応援職員確保システムに基づく現地調整会議への参加など、被災県や国・ブロック幹事会・関係団体等との連絡調整を、その役割として規定。 ・災害対策都道府県連絡本部の設置基準について、これまでの基準の「<u>震度6弱以上が観測された場合又はそれに相当する程度の災害が発生したと考えられる場合</u>」に加え、<u>大雨特別警報の発表時</u>も設置。 ・広域応援に係る調整等を迅速かつ的確に実施するために設置される「緊急広域災害対策本部」の設置基準について、「<u>複数の都道府県において被害が見込まれる大規模・広域災害の発生時</u>」に設置することを明確化。 </div>

No.	現行		修正案	
68	第9章自治体応援職員の受入れに関する計画	P.186 第3節 一般事務職員の受入れ 第2 受入れ調整	<p>対口支援団体は、<u>一対一</u>で支援を行うこととなった被災市町（カウンターパート）<u>に対し、連絡要員を派遣し</u>人的支援ニーズを把握し、自治体応援職員を派遣する。</p> <p>また、対口支援団体は、被災市町において、被災市町職員、派遣されている被災県の連絡要員等を構成員とする連絡会議を開催し自治体応援職員の派遣調整を図る。</p> <p>なお、被災市町の要請に対し、対口支援団体による対応が困難な場合、対口支援団体は、全国の地方公共団体による応援職員の派遣を求める。</p>	<p>対口支援団体は、支援を行うこととなった被災市町（カウンターパート）<u>から</u>人的支援ニーズを把握し、自治体応援職員を派遣する。</p> <p>また、対口支援団体は、被災市町において、被災市町職員、派遣されている被災県の連絡要員等を構成員とする連絡会議を開催し自治体応援職員の派遣調整を図る。</p> <p>なお、被災市町の要請に対し、対口支援団体による対応が困難な場合、対口支援団体は、全国の地方公共団体による応援職員の派遣を求める。</p>
69	第9章自治体応援職員の受入れに関する計画	P.186 第3節 一般事務職員の受入れ 第2 受入れ調整	<p>2 自治体応援職員（一般事務職員）の配置調整</p> <p>「応援・受援班（一般事務職員）」は、被災市町や各部（隊）からの要請と、他県等からの人的支援の申し出を基に配置調整を行う。</p> <p>「応援・受援班（一般事務職員）」は、調整結果について、市町に対しては緊急派遣チーム等を通じて、各部隊に対しては受援調整会議の機会等を通じて共有する。</p>	<p>2 自治体応援職員（一般事務職員）の配置調整</p> <p>「応援・受援班（一般事務職員）」は、被災市町や各部（隊）からの要請と、他県等からの人的支援の申し出を基に、<u>適材適所の配置となるよう</u>調整を行う。</p> <p>「応援・受援班（一般事務職員）」は、調整結果について、市町に対しては緊急派遣チーム等を通じて、各部隊に対しては受援調整会議の機会等を通じて共有する。</p>
70	第9章自治体応援職員の受入れに関する計画	P.186 第3節 一般事務職員の受入れ 第2 受入れ調整	(新設)	<p>3 <u>自治体応援職員（一般事務職員）の円滑な引き継ぎの実施</u></p> <p><u>円滑に業務が引き継がれ、切れ目のない応援活動となるよう、「応援・受援班（一般事務職員）」は、引き継ぎ期間の拡充や半数ずつの交代を求めるなど、応援自治体等と調整を図る。</u></p>
71	第9章自治体応援職員の受入れに関する計画	P.186 第3節 一般事務職員の受入れ 第3 支援活動及び調整	<p>1 自治体応援職員（一般事務職員）の活動支援</p> <p>「応援・受援班（一般事務職員）」は、自治体応援職員が円滑に活動できるよう、各部隊の受援担当と情報共有を図りながら、会議室等の作業スペース、机・椅子等の確保を行う等自治体応援職員の業務環境の整備に配慮するとともに、宿泊所、緊急輸送ルートの被害状況・啓開状況、給油所等の活動に必要な情報の提供を行い、自治体応援職員の活動を支援する。</p>	<p>1 自治体応援職員（一般事務職員）の活動支援</p> <p>「応援・受援班（一般事務職員）」は、自治体応援職員が円滑に活動できるよう、各部隊の受援担当と情報共有を図りながら、会議室等の作業スペース、机・椅子等の確保を行う等自治体応援職員の業務環境の整備に配慮するとともに、宿泊所、緊急輸送ルートの被害状況・啓開状況、給油所等の活動に必要な情報の提供を行い、自治体応援職員の活動を支援する。<u>なお、宿泊所については、応援自治体側での対応を求めることを基本とする。</u></p> <p><u>自治体応援職員（一般事務職員）に対しては、緊急対応や復旧・復興のフェーズに応じて業務内容を明示するとともに、災害対策本部員会議への参加を求めるほか、応援職員を交えて定期的な情報共有・調整会議を開催する。また、提供する業務スペースは、原則、情報が集まる災害対策本部のオペレーションルーム内に確保する。</u></p> <p><u>自治体応援職員（一般事務職員）の活動に必要な資機材については、原則、応援自治体側での準備を求めることを明確に伝えるとともに、受入れ側で準備できる資機材については、事前に応援自治体側と調整するため、あらかじめリストアップしておく。</u></p>
72	第9章自治体応援職員の受入れに関する計画	P.187 第3節 専門職種職員の受入れ 第2 受入れ調整	<p>1 自治体応援職員（専門職種職員）の配置調整</p> <p>各部隊情報収集・分析班は、被災市町からの要請と、他県等からの人的支援の申し出を基に配置調整を行う。</p> <p>調整結果について、市町に対して緊急派遣チーム等を通じて共有する。</p>	<p>1 自治体応援職員（専門職種職員）の配置調整</p> <p>各部隊情報収集・分析班は、被災市町からの要請と、他県等からの人的支援の申し出を基に、<u>適材適所の配置となるよう</u>調整を行う。</p> <p>調整結果について、市町に対して緊急派遣チーム等を通じて共有する。</p>

No.	現行			修正案																		
73	第9章自治体応援職員の受入れに関する計画	P. 187 第3節 専門職種職員の受入れ 第2 受入れ調整	(新設)	3 <u>自治体応援職員（専門職種職員）の円滑な引き継ぎの実施</u> <u>円滑に業務が引き継がれ、切れ目のない応援活動となるよう、各部隊情報収集・分析班等は、引き継ぎ期間の拡充や半数ずつの交代を求めるなど、応援自治体等と調整を図る。</u>																		
74	第9章自治体応援職員の受入れに関する計画	P. 188 第3節 専門職種職員の受入れ 第3 支援活動及び調整	1 自治体応援職員（専門職種職員）の活動支援 各部隊情報収集・分析班は、自治体応援職員が円滑に活動できるよう、「応援・支援班（一般事務職員）」と情報共有を図りながら、会議室等の作業スペース、机・椅子等の確保を行う等自治体応援職員の業務環境の整備に配慮するとともに、宿泊所、緊急輸送ルートの被害状況・啓開状況、給油所等の活動に必要な情報の提供を行い、自治体応援職員の活動を支援する。	1 自治体応援職員（専門職種職員）の活動支援 各部隊情報収集・分析班は、自治体応援職員が円滑に活動できるよう、「応援・支援班（一般事務職員）」と情報共有を図りながら、会議室等の作業スペース、机・椅子等の確保を行う等自治体応援職員の業務環境の整備に配慮するとともに、宿泊所、緊急輸送ルートの被害状況・啓開状況、給油所等の活動に必要な情報の提供を行い、自治体応援職員の活動を支援する。 <u>なお、宿泊所については、応援自治体側での対応を求めることを基本とする。</u> <u>自治体応援職員（専門職種職員）に対しては、応急対応や復旧・復興のフェーズに応じて業務内容を明示するとともに、災害対策本部員会議への参加を求めるほか、応援職員を交えて定期的な情報共有・調整会議を開催する。また、提供する業務スペースは、原則、情報が集まる災害対策本部のオペレーションルーム内に確保する。</u> <u>自治体応援職員（専門職種職員）の活動に必要な資機材については、原則、応援自治体側での準備を求めることを明確に伝えるとともに、受入れ側で準備できる資機材については、事前に応援自治体側と調整するため、あらかじめリストアップしておく。</u>																		
75	第9章自治体応援職員の受入れに関する計画	P. 188 第3節 専門職種職員の受入れ 第4 主な専門職種職員の受入れ スクールカウンセラー	<table border="1" data-bbox="448 893 1187 1181"> <tr> <td rowspan="2">スクールカウンセラー</td> <td>・児童生徒の心のケア ・教職員や保護者への支援</td> <td>災害発生後おおむね2～3日目</td> <td>おおむね2か月</td> <td>学校</td> </tr> <tr> <td colspan="4"> </td> </tr> </table>	スクールカウンセラー	・児童生徒の心のケア ・教職員や保護者への支援	災害発生後おおむね2～3日目	おおむね2か月	学校					<table border="1" data-bbox="1310 893 2150 1181"> <tr> <td rowspan="2">スクールカウンセラー</td> <td>・児童生徒の心のケア ・教職員や保護者への支援</td> <td>災害発生後おおむね2～3日目</td> <td>おおむね2か月</td> <td>学校</td> </tr> <tr> <td colspan="4"> </td> </tr> </table> <div data-bbox="1433 1189 2128 1292" style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【平成30年7月豪雨における事例】 平成30年7月豪雨では、被災県から全国知事会を通じて、各県に対し臨床心理士資格を有する職員の派遣要請があった。</p> </div>	スクールカウンセラー	・児童生徒の心のケア ・教職員や保護者への支援	災害発生後おおむね2～3日目	おおむね2か月	学校				
スクールカウンセラー	・児童生徒の心のケア ・教職員や保護者への支援	災害発生後おおむね2～3日目	おおむね2か月		学校																	
スクールカウンセラー	・児童生徒の心のケア ・教職員や保護者への支援	災害発生後おおむね2～3日目	おおむね2か月	学校																		

No.	現行	修正案
76	<p>P. 189 第3節 専門職種職員の受入れ 第4 主な専門職種職員の受入れ</p> <p>(新設)</p>	<p><u>【平成30年7月豪雨における事例】</u> 三重県が対口支援を実施した広島県熊野町では、大規模な土砂被害が発生した川角地区で二次被害の発生が懸念されたことや、避難指示解除の判断にかかる助言を得るため、同町は、広島県を通じて、中国地方整備局に対し被害予防に知見のある専門家の派遣を依頼した。 なお、三重県としても、みえ防災・減災センターから地盤工学・土質力学の専門家を同町に派遣して現地調査を実施し、その結果を共有して対策の参考にしてもらおう取組を実施した。</p>
77	<p>P. 190 第6節 市町における自治体応援職員の受入れ 第2 災害発生時の活動 2 応援要請</p> <p>2 応援要請</p> <p>受援担当（受援班等）は、把握した人的支援ニーズをとりまとめ、県緊急派遣チーム又は県地方災害対策部を通じて、県災害対策本部に対し要請する。 特に、災害発生直後は、災害対策本部のマネジメントを支援できる人材の派遣要請の必要性について速やかに検討し、必要に応じて要請する。</p>	<p>2 応援要請</p> <p>受援担当（受援班等）は、把握した人的支援ニーズをとりまとめ、県緊急派遣チーム又は県地方災害対策部を通じて、県災害対策本部に対し要請する。 <u>対口支援団体が決定している場合は、一般事務職員の自治体応援職員については、同団体に直接要請する。</u> 特に、災害発生直後は、災害対策本部のマネジメントを支援できる人材の派遣要請の必要性について速やかに検討し、必要に応じて要請する。</p>
78	<p>P. 190 第6節 市町における自治体応援職員の受入れ 第2 災害発生時の活動 3 受入れ準備</p> <p>3 受入れ準備</p> <p>市町災害対策本部は、自治体応援職員の活動環境の確保（スペース、資機材等の準備）や、自治体応援職員に対する業務説明の準備を行う。</p>	<p>3 受入れ準備</p> <p>市町災害対策本部は、自治体応援職員の活動環境の確保（スペース、資機材等の準備）や、自治体応援職員に対する業務説明の準備を行う。<u>なお、提供する業務スペースは、原則、情報が集まる災害対策本部のオペレーションルーム内に確保する。</u></p>

No.	現行	修正案
79	<p data-bbox="264 268 376 555">P. 191 第6節 市町における自治体応援職員の受入れ 第2 災害発生時の活動 4 自治体応援職員の配置調整等</p> <p data-bbox="129 363 241 459">第9章自治体応援職員の受入れに関する計画</p> <p data-bbox="421 132 1232 403">4 自治体応援職員の配置調整等 受援担当（受援班等）は、県災害対策本部から対口支援団体の決定について情報提供を受ける。 市町災害対策本部は、一般事務職員の自治体応援職員の詳細な配置については、直接、対口支援団体と調整する。また、専門職種職員の自治体応援職員の詳細な配置については、県災害対策本部関係部隊を通じて調整を行うことを基本とする。 市町災害対策本部は、自治体応援職員に対して、業務説明の実施や必要な資機材の提供を行う。 市町災害対策本部は、自治体応援職員の勤務管理（ローテーション計画、勤務表の作成・記録）を行う。</p>	<p data-bbox="1299 132 1657 156">4 自治体応援職員の配置調整等</p> <p data-bbox="1332 180 2161 683">受援担当（受援班等）は、県災害対策本部から対口支援団体の決定について情報提供を受ける。 市町災害対策本部は、一般事務職員の自治体応援職員の詳細な配置については、直接、対口支援団体と調整する。また、専門職種職員の自治体応援職員の詳細な配置については、県災害対策本部関係部隊を通じて調整を行うことを基本とする。配置調整にあたっては、適材適所の配置となるよう留意する。 市町災害対策本部は、自治体応援職員に対して、応急対応や復旧・復興のフェーズに応じて業務内容を明示するとともに、災害対策本部員会議への参加を求めるほか、自治体応援職員を交えて定期的な情報共有・調整会議を開催する。 市町災害対策本部は、自治体応援職員に対して、必要な資機材の提供を行う。なお、資機材については、原則、応援自治体側での準備を求めることを明確に伝えるとともに、受入れ側で準備できる資機材については、事前に応援自治体側と調整するため、あらかじめリストアップしておく。また、自治体応援職員の宿泊所についても、応援自治体側での対応を求めることを基本とするが、必要に応じて情報提供等を行う。 市町災害対策本部は、自治体応援職員の勤務管理（ローテーション計画、勤務表の作成・記録）を行う。 市町災害対策本部は、円滑に業務が引き継がれ、切れ目のない応援活動となるよう、市町災害対策本部は、引き継ぎ期間の拡充や半数ずつの交代を求めるなど、応援自治体等と調整を図る。</p>
80	<p data-bbox="264 1066 376 1161">P. 192 第7節 自治体応援職員の業務内容</p> <p data-bbox="129 1066 241 1161">第9章自治体応援職員の受入れに関する計画</p> <p data-bbox="409 1098 488 1121">(新設)</p>	<p data-bbox="1496 715 1859 738">※中長期の人的支援スキーム（総務省）</p> <p data-bbox="1507 754 1630 778">【県→県支援】</p>  <p data-bbox="1507 1066 1720 1090">【市町村→市町村支援】</p>  <p data-bbox="1574 1481 1742 1505">【県→市町村支援】</p>

No.	現行							修正案								
81	第9章自治体応援職員の受入れに関する計画	P. 193 第7節 自治体応援職員の業務内容 県の業務-短期派遣	専門	建築	危険度判定業務	被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定	2~3日後		被災者支援部隊	専門	建築・ <u>土木</u>	危険度判定業務	被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定	2~3日後		被災者支援部隊
82	第9章自治体応援職員の受入れに関する計画	P. 194 第7節 自治体応援職員の業務内容 県の業務-中長期派遣	一般	一般	災害廃棄物処理関係業務	災害廃棄物処理事業費補助金に係る各種事務 市町が実施する公費解体に係る指導・助言	1~2週間後 1~2か月後		環境生活部廃棄物・リサイクル課 環境生活部廃棄物・リサイクル課	専門	<u>環境</u>	災害廃棄物処理関係業務	災害廃棄物処理事業費補助金に係る各種事務 市町が実施する公費解体に係る指導・助言	1~2週間後 1~2か月後	○	環境生活部廃棄物・リサイクル課 環境生活部廃棄物・リサイクル課
83	第9章自治体応援職員の受入れに関する計画	P. 198 第7節 自治体応援職員の業務内容 県の業務-中長期派遣	専門	教育	教育業務	教育の実施	1~2か月後		教育委員会事務局教職員課市町教育支援・人事担当	専門	教育	教育業務	教育の実施	1~2か月後		教育委員会事務局教職員課市町教育支援・人事担当
84	第9章自治体応援職員の受入れに関する計画	P. 199 第7節 自治体応援職員の業務内容 市町の業務-短期派遣	一般	一般	災害廃棄物関係業務	処理計画の立案支援	2~3日後	○	環境所管課 清掃所管課等	専門	<u>環境</u>	災害廃棄物関係業務	処理計画の立案支援 (<u>災害廃棄物発生量の推計、災害廃棄物の処理先の確保の調整等</u>)	2~3日後	○	環境所管課 清掃所管課等
85	第9章自治体応援職員の受入れに関する計画	P. 200 第7節 自治体応援職員の業務内容 市町の業務-短期派遣	一般	一般	災害廃棄物関係業務	処理計画の立案支援 仮置場での分別指導、処理委託事務	2~3日後 2~3日後	○	環境所管課、清掃所管課等 環境所管課、清掃所管課等	削除（同内容の重複記載があったため。）						
86	第9章自治体応援職員の受入れに関する計画	P. 200 第7節 自治体応援職員の業務内容 市町の業務-短期派遣	一般	一般	生活ごみ収集業務	生活ごみの収集作業支援	2~3日後		環境所管課、清掃所管課等	専門	<u>環境</u>	生活ごみ収集業務	生活ごみの収集作業支援	2~3日後		環境所管課、清掃所管課等

